

ピック地区常設総会議事録抄

田川光照 訳

『ピック地区常設総会議事録抄』は、1793年7月12日に共和国およびパリの現状について討議したピック地区地区総会の議事録抄で、書記であったサドの手によるものと推定されている。

凡例

一、翻訳には、Œuvres complètes du Marquis de Sade, en 8 vol, Cercle du Livre précieux, 1966-1967 の第11巻に収められたものをテキストとした。

二、訳注は、本文中にアラビア数字で示し、巻末に送った。

ピック地区常設総会議事録抄

一にして不可分なるフランス共和国第2年、1793年7月12日。

諸県および特にパリにみられる共和国の現状についてなされた検討の過程で、地区総会は、カルヴァドス県¹において自由を破壊する宣言がなされるとともに反革命の計画が練られていることに対して、いくつかの地区が賛同を表明したことに強い衝撃を受けた。さらに、それらの地区がウール県²の構成員と友好関係を結ぶために使節を派遣したことに対する告発を知り、当地区はこの上もない苦しみを味わっている。その告発によれば、それらの地区の工作は、それ自体では最大級の称賛に値する愛国心の高揚のみを目的としているかのようなのであるが、実は革命の敵たちと連絡をとるための口実にすぎない、というのである。ピック地区地区総会は、パリ市民の愛国心についてのまぎれもない証拠を持ち、また、人々の全員一致した意見によってこそフランスの地に自由を復興せねばならないと自覚しているので、上記の告発を本気で信用してよいものかどうか、まだ判断しかねている。諸般の事情から、当地区は逆にその告発を、あらゆることを利用して真の愛国者を迫害し、革命への顧慮をかつてないほど確かなものたらしめる統一の絆を断ち切ろうとする、煽動者や反革命者から出された新たな中傷であるとみなすことを金化玉条とした。地区総会構成員の一人ひとりとは、もし不幸にもそういう

事情であるなら、可能なあらゆる手段を用いて友愛のこもった勧告をなし、不幸にも惑わされてしまったに違いない他の地区の迷える同志たちを自由の道へと連れ戻そうと、互いに約束し合った。

しかし、この意見の対立が共和国にもたらすかもしれぬ諸悪の悲痛な光景、現にいくつかの県において自由の友を苦しめている災禍の光景に、ピック地区がかつてないほど感じさせられたことは、熱意と監視を強化し、あらゆる陰謀計画の芽を、あらゆる連合の芽を、要するに、もし正道からそらされたならそうした計画を支援することになるかもしれず、もし政府当局によって徴用されたなら自由を破壊する計画のために当局を利用することになるかもしれない、あらゆる種類の同盟の芽を、根絶することがいかに必要であるかということである。

パリ市民の愛国心および祖国の友たるすべての真のフランス人の愛国心にとっては残酷なこのような考察から、ピック地区が導き出した見解は、パリに傭兵軍を召集することを命ずる政令を撤回させるべく多数の地区の要望を国民公会の公安委員会に再び提出し、他の諸県にも適用されるその政令が、あやふやな愛国心しか持たない一部の行政官たちに、彼らの犯罪的計画を率先して実行させることになりかねないことを進言することこそ、国家の安泰のために是非とも必要であるということである。国民公会から公安委員会に付託された、多数の地区の請願書において展開された諸原則に照らして、ピック地区の注意は、国民公会の一構成員が再び、来る八月一〇

日を期して同盟軍を設立するために、各初級集会から二人ずつの義勇兵をパリに召集して中央軍を組織するという案を議会に提出したことに向けられた。この計画は、もし実現されれば、六〇〇〇人の傭兵からなる軍隊よりもはるかに強大な親衛隊を設立することになるから、自由にとって一層憂慮すべきものとなる。

その計画を立案した人の気持ちがいかに純粋なものであれ、その人の愛国心がいかに確かなものであれ、次のような疑問を抱かざるを得ないのである。四四の自治体がそれぞれ二人ずつの義勇兵を派遣すれば全体で八八〇〇〇人となるその中央軍を、いったいどうするつもりなのか。多数の県や市町村が連邦主義³をめざしているということが事実であるかもしれないという時に、このような請求の目的とするところはいったい何であろうか。突然パリに連邦軍を入り込ませ、揺籃期にあるパリの自由を攻囲し、その自由を悪意ある連中の意のままにさせる手段を、連邦主義をめざす県や市町村に与えることになるのではないだろうか。連中の裏切り計画は数日来極めて明らかになっているではないか。地区総会の見解は、その点についての懸念を公安委員会においてもまた申し立てるべきであるということになった。その委員会組織に当然の信頼を寄せているピック地区は、委員会が傭兵軍に関する政令の撤回にすぐにも乗り出し、革命の真の信奉者たる自由を愛するすべての人々の名において、あらゆる親衛隊、あらゆる同盟軍、要するに、外敵および内敵との戦いを目的とする軍

隊を補充するために必要なもの以外のあらゆる同盟団体の設立に、激しく反対してくれるであろうと確信している。

次に、パリに設立された軍事当局ならびに陸軍大臣がなすべき措置の問題に移り、ピック地区地区総会は、ウール県に赴くために先頃徴用された一八〇〇人の人々⁴が、徴用の際に示された熱意と同じ熱意をもって装備され、武装され、組織されることを、同地区がいかにまだに望んでいるかを表明した。同地区が驚いたことは、さる六月中に参謀副官ミュレによって、パリで設立されんとしている傭兵軍のために六〇〇〇丁の銃を供する用意があるとの公表がコミューン議会になされた⁵にもかかわらず、武器の調達が思うにまかせないように見受けられることである。

地区総会にとって、銃が良好な状態にはないと反論されることを恐れる理由はない。かかる返答は、誰の口からなされるものであれ、疑わしいものであることに変わりないであろう。というのも、一ヵ月以上も前からピック地区は、各地区が自ら修理することを引き受けるから銃を現状のまま配給してもらいたいと、何度も繰り返し請求してきたからである。一八〇〇人の徴兵は秘密の使命をおびているわけではなく、ウール県に派遣される以外の任務を担っているわけではないことを、ピック地区は確信しており、その点について次のことをはっきりと宣言する。召集兵を同地区が提供したのは、パリの愛国者に助けを求めているウール県のためにほかならず、この徴兵に送り込んだ二六人がパリの何らかの同盟団体に属することを、同地区は認めない。そして、もしここ数日のう

ちに一八〇〇人の人々が目的地に向けて行進していないなら、同地区は二六人を除隊させ、地区に戻り国家の安泰にとって必要なあらゆる措置を地区とともに集団的に共同で構ずるよう、彼らに命じるであろう。

次に地区総会が検討したことは、祖国の危機を前にして、ヴァンデー⁶におけるならず者や狂信者の軍隊を構成している悪党どもにさし向けるために、地区所有の大砲のうち一門を貸し出すことが地区の義務であるとしたことについてである。しかし、地区総会は同時に、その大砲一門の代替が急を要することであると表明した。というのも、当地区総会の直接の監視下にアッシニア紙幣製造所、司法大臣官邸、税務大臣官邸、国家決済所、および、すぐ近くにパリ県庁舎があるからである。コミューン議会はそれらの監視の重要性を意識し、支給される最初の一門はピック地区に引き渡されるべしと決定したのであった。陸軍大臣も同じ意向を示していた。いくつかの地区はすでに代替を受け取っているにもかかわらず、ピック地区は、その点についていかなる働きかけを行っても、まだ返却されるに至っていない。

以上のごとき諸々の検討に基づき、ピック地区地区総会は本決定を国民公会公安委員会、コミューン議会、ならびに陸軍大臣に届けるべく、ダミヨとベルジャンブ両市民を使者として任命した。地区総会は兩人に以下のことを厳命する。

一 国民公会公安委員会に、パリにおける六〇〇〇人からなる傭兵軍に関する政令を速やかに撤回するよう請願するとともに、親衛隊や同盟軍など大多数の地区の賛成を得られな

いようなパリにおけるあらゆる種類の同盟団体の設立計画に対する、同委員会の監視を喚起すること。

二 コミューン議会に、ウール県のために徴兵された一八〇〇人の人々の装備、武装ならびに出兵を速やかに行うよう請願すること。

三 コミューン議会ならびに陸軍大臣に、参謀副官ミュレが傭兵軍のために用いる用意があると公表した六〇〇〇丁の銃を、パリの四八の地区に配給するよう請願すること。および、いずれにせよ、今日までになされたさまざまな召集の際にピック地区が提供した五八〇丁の銃を、陸軍大臣が同地区に返却するよう要求すること。これについては、同地区は責任をもって直ちに銃を修理させるので、銃がどのような状態にあるうとかまわない。

四 陸軍大臣に、ピック地区がヴァンデー地方のために提供した四インチ砲の代替を、二四時間後に同地区に引き渡す命令を出すよう要求すること。

五 本決定に含まれる細目が必要とするかもしれぬさまざまな治安対策に対するコムューン議会の監視を懇請すること。

六 地区総会は、さらに、本決定が四七の地区に送られ、それらの地区がピック地区とともに、パリにおける統一と友愛を維持し共和国の不可分性を維持することのできる手段を選ぶよう促すことを、決定する。

委員長 ピロン
副委員長 ジラール

書記 アルトー
 サド
 クラヴィエ

¹ 北仏ノルマンディー地方の県。県庁所在地のカーンは、逃亡したジロンド派の指導者たちの避難所になっていた。

² カルヴァドス県の隣県。内乱状態に陥っていた。

³ ジロンド派が唱えた地方分権主義。

⁴ 7月1日のコミュン議会は、告知6日後に一八〇〇人を派遣する決定を下だしている。

⁵ 6月15日のコミュン議会に、ミュレは、パリの革命軍に六〇〇〇丁の銃を提供する命令が出されたことを通知した。

⁶ 1793年2月の三〇万徴兵令を機に、フランス西部のヴァンデー県で王党派農民の反乱が起こっていた。